

高齢者の見守りネットワークについて

1 目的

独居や高齢者のみの世帯などに対し、自宅での異変や急な体調の悪化などの場合に、長期間放置されることがないように、また、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域社会全体で高齢者を見守るネットワークが必要であります。

見守りは、近所や町会が基本であります。幾重もの見守りのネットワークの存在が、より安心なまちづくりにつながることから、改めて、見守り意識の醸成と異変に気づいた場合のルールを明確にし市民の皆様へ周知するものであります。

2 見守り活動： 日常の生活や地域生活、活動などにおいて、見守りや声かけを行い異変に気づいた場合には連絡などを行う。

異変とは、新聞・郵便や商品がたまっていたり、暗くなっているのにカーテンが開いている、あるいはテレビがつけっぱなし等の状況

① 地域（町内会・近所・民生委員など）による見守り

◎ 蘭島地区では小地域ネットワーク活動を実施中

② 既存の事業者・団体による見守り

- ・各新聞社（販売店） ・小樽郵便局（集配）
- ・北電、北ガス、乳飲料の事業者等、老人クラブや各サークルほか

③ 市の事業による見守り

- ・独居高齢者等給食サービス、緊急通報システム導入経費助成
→ 給食サービスは、従来のボランティアによる配食に加え、グループ化による相互見守りや、業者委託により事業を拡大する。（H21年度～）

3 助け合い活動： 見守りの中で、異変に気づいた場合は、次の流れで対応します。

(1) 見守り活動などの中で異変に気づいた際に、近所や町会などで対応できない場合は、その地区を担当する地域包括支援センターに連絡する。

- A) 東南部地域包括支援センター 電話 51-2301、FAX 52-1142
- B) 中部地域包括支援センター 電話 24-2525、FAX 24-2575
- C) 北西部地域包括支援センター 電話 28-2522、FAX 28-2523

(2) 連絡を受けた地域包括支援センターは、セクター職員または民生委員が状況を把握する。

(3) 必要に応じ、市や関係機関と連携し、福祉サービス等の支援・協力を要請する。

※ 緊急の差し迫った傷病の場合は、第一に救急車の手配(場合によっては警察へ連絡)

◎ ネットワーク会議を設置し、毎年、事例発表・意見交換等を行うことによって、継続的に見守り意識の醸成と異変に気づいた場合のルールを周知していく。